

特別養護老人ホーム淡路ふくろうの郷
(障害者短期入所) 事業運営規程

社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

淡路ふくろうの郷（短期入所）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会（以下「事業者」という。）が設置する特別養護老人ホーム淡路ふくろうの郷（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営管理を図るとともに、利用者（障害児を含む。以下同じ。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者等の自己決定ならびに、希望・要望が反映された居宅サービス計画に基づき、社会参加及び在宅における生活への可能性の追求を念頭において、利用者がその有する能力と必要に応じた自立した日常生活を営むことができるようすることを目指す。

2 事業所は、利用者の有する能力の維持・改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活の援助を行う。

3 事業所は、利用者の医師及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つ指定短期入所事業の提供に努め、法人設立の理念である「人権」「共生」の発展を目指す。

4 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、事業所建設の母体団体をはじめ、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。そして市町村、他の障害サービス事業を行う者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 指定短期入所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム淡路ふくろうの郷
- (2) 所在地 兵庫県洲本市中川原町中川原字東山28番地1

(利用定員)

第4条 指定短期入所事業の利用定員は10名とする。

2 短期入所事業は原則としてユニット名「山」において行う。

(職員の区分及び定数)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 管理者（施設長） | 1名 |
| (2) 事務長 | 1名 |
| (3) 事務職員 | 4名（2名） |
| (4) 生活相談員 | 1名 |
| (5) 生活援助員（介護職員） | 6名（1名） |
| (6) 看護職員 | 5名以上（2名） |
| (7) 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (8) 介護支援専門員 | 1名 |
| (9) 医師 | 1名（1名） |
| (10) 管理栄養士・栄養士 | 1名以上 |
| (11) 調理員 | 5名（2名） |
| (12) 障害者生活支援員 | 1名以上 |
| (13) 管理宿直員 | 2名以上（2名） |

（ ）内数字は非常勤職員数

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超える他の職員をおくことができる。

(1) 管理者（施設長）

事業所の業務を統括する。管理者に事故あるときは、事務長が管理者の職務を代行する。

(2) 事務長

事務長は事業所の運営管理事務、建物設備の管理事務、財務管理事務、人事管理事務、厚生福利事務及び各部署の連携・調整業務に従事する。また管理者が事故あるときは職務を代行する。

(3) 事務職員

事務職員は施設の庶務及び会計事務に従事する。

(4) 生活相談員

利用者の生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務、関係機関との連携、ボランティア等地域対応に従事する。

(5) 生活援助員（介護職員）

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(6) 看護職員

利用者の診療の補助及び看護、保健衛生の業務に従事する。

(7) 機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

(8) 介護支援専門員

利用者の居宅サービス計画の作成及び管理、家族や関係機関との連絡調整に関する業務に従事する。

(9) 医師

利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

(10) 管理栄養士・栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(11) 調理員

管理栄養士・栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

(12) 障害者生活支援員

生活相談員、生活援助員と連携し、コミュニケーション支援などの障害

特性による援助業務に従事する。

(13) 管理宿直員 3名 (3名)

生活援助員と連携し、利用者の巡視、緊急時の避難誘導、施設長が指定する箇所の安全と清潔・衛生に関する業務に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

(勤務体制の確保等)

第7条 事業所は、利用者に適切な指定短期入所を提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 事業所は、当該事業所の職員によって指定短期入所を提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 事業所は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

4 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとし、サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(指定短期入所の内容)

第8条 指定短期入所事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴又は清拭

- (3) 身体等の介護
 - (4) 利用者又は家族に対する相談及び援助
 - (5) 健康管理
 - (6) その他、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するために必要な支援
- (1) から (6) に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。
- 2 前号に規定するものの他、送迎サービスを行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定短期入所を提供した際は、利用者から当該指定短期入所にかかる利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定短期入所を実施した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に100分の90を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

一日につき1,430円（うち食材料費相当額920円）

- (ア) 朝食 1食につき350円（うち食材料費200円）
- (イ) 昼食 1食につき500円（うち食材料費320円）
- (ウ) おやつ1回につき80円（うち食材料費80円）
- (エ) 夕食 1食につき500円（うち食材料費320円）

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- (2) 居宅に係る光熱水費 1日につき350円
- (3) 日用品費・教養娯楽費の実費

(4) 理容・美容代の実費

(5) 送迎サービスの提供に係る費用 1キロメートル当たり30円

通常の送迎の実施地域は、洲本市、淡路市、南あわじ市とする。

但し、やむを得ない事情で高速道路など有料道路利用の場合は実費加算する。

4 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、契約書、重要事項説明書により、提供するサービスの内容、費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 事業所は、第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に掛かる領収書を利用者に対して交付することとする。

6 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適當と認められるものの実費 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(緊急時等の対応)

第10条 事業所は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関である洲本伊月病院等への連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止のための措置)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとし、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。
- (5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

(身体拘束等の禁止)

第 13 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第 14 条 事業所は事前に利用者に対して職員の注意事項に従ってサービス提供を受けるよう指示・説明を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 特別養護老人ホームとの併設のため、利用者は互いに協力し合う。

(非常災害対策)

第 15 条 事業所は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。また、避難、救出その他必要な訓練を年 2 回以上実施する。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(その他運営についての重要事項)

第 16 条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。

2 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

3 施設長その他規則で定める職員は、暴力団員であってはならない。また、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所の運営法人である社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会と事業所の管理者の協議によって定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

令和7年4月1日改正